大阪府

資料３

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

大阪府
子ども総合計画
（本体計画）

もずやんと家族

平成２７年３月

大阪府

目次

第１章　計画の策定にあたって

１．策定の趣旨　・・２
２．計画の性格　・・２
３．計画の構成・計画期間　・・３
４．計画の位置づけ　・・３

第２章　大阪府における現状と課題について

１．子どもを取り巻く社会情勢の変化　・・・４
２．就学前の子どもの子育てに対する家庭のニーズ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３．「こども・未来プラン」後期計画の取組状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

第３章　計画でめざす基本的な目標について

１．基本理念　・・・２８
２．基本的視点　・・２９
３．基本方向と目標像　・・３１

第４章　基本方向に基づく重点的な取り組み

１．基本方向１　若者が自立できる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２．基本方向２　子どもを生み育てることができる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３．基本方向３　子どもが成長できる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

第５章　計画の推進にあたって

１．子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画として　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
２．目標数値の設定　・・・５２
３．計画の進行管理及び検証・改善　・・・５２
４．市町村との連携・協力　・・５２

第１章　計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

大阪府の子どもに関する施策はこれまで、平成２２年３月に策定した、次世代育成支援行動計画にあたる「こども・未来プラン」後期計画に基づき実施してきました。この計画では、出産前から周産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期へといたる成長の段階に沿って、子どもを取り巻く様々な課題へ対応してきました。この計画は平成２６年度末までの計画ですが、児童虐待や子どもの貧困への対応など引き続き対応していく必要がある課題が残されています。

国においては、「社会保障と税の一体改革」のもと、平成２７年４月から主に就学前の子どもを対象とした「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。この新制度においては、教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及や待機児童解消のための施策の充実などとあわせて、計画的に子育て支援に関するサービスを供給していくための「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定が求められています。

加えて、子どもの貧困率が悪化する中、平成２６年１月１７日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定め、必要な施策を講ずるものとされています。

大阪府においても、「大阪府子ども条例」において、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現に資するため、施策を総合的かつ計画的に推進することということが示されており、そのための計画の策定が求められています。

これらのことに対応していくため、「子ども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、本計画を策定しました。

2. 計画の性格

- 大阪府子ども条例第１０条第１項に基づく子ども施策の総合的な計画
- 大阪府青少年健全育成条例第８条第２項に基づく青少年施策の総合的な計画
- 子ども・子育て支援法第６２条第１項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法第９条第１項に基づく子ども・若者育成支援についての計画
- 次世代育成支援対策推進法第９条第１項に基づく次世代育成のための総合的な計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第１項に基づく子どもの貧困対策のための計画

3. 計画の構成・計画期間

（１）計画の期間

本計画は、平成２７年度を初年度とし、平成３６年度を目標とする１０年間を見据えた計画とします。

（２）事業計画の策定

本計画に掲げた目標の実現に向け、平成３１年度までの５年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画（前期計画）を別途作成します。前期計画終了後は、計画の進行状況を踏まえた平成３２年度から５年間の事業計画（後期計画）をあらためて策定します。

4. 計画の位置づけ

本計画と関連する他の計画との関係に関し、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」との関係については、市町村計画で示された目標量を本計画で積み上げ、府域全体の目標量として設定します。

また、主な関連計画は下記のとおりですが、特に、大阪府教育振興基本計画、第二次大阪府社会的養護体制整備計画、第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画については関連性が高く、基本的な目標などについては、同じ指標を採用するなど、関連計画との整合を図っています。

＜主な関連計画＞

- 大阪府教育振興基本計画（平成２５年３月策定）
- 第二次大阪府社会的養護体制整備計画（平成２７年３月策定）
- 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（平成２７年３月策定）
- 将来ビジョン大阪（平成２０年１２月策定）
- 大阪府人権教育推進計画（平成２７年３月改定）
- 大阪産業人材育成戦略（平成２４年２月策定）
- おおさか男女共同参画プラン（平成２３年５月策定）
- 大阪府地域福祉支援計画（平成２７年３月策定）
- 大阪府障がい者計画（平成２４年３月策定）
- 大阪府保健医療計画（平成２５年４月策定）

第２章　大阪府における現状と課題について

1. 子どもを取り巻く社会情勢の変化

大阪府の子どもを取り巻く社会情勢の変化について、「子ども」、子どもにとって大きな影響をもつ「家庭」、そして、子どもを取り巻く「社会」という３つの視点から整理しました。

（１）「子ども」の視点から

「子ども」自身に着目したとき、子ども自身が変化しているのではなく、家庭や社会の変化により「子どもに関する問題の変化」がもたらされるものと考えられますが、学力や生活習慣、暴力の問題、児童虐待などのさまざまな課題が顕在化してきています。たとえば、学力においては、全国学力・学習状況調査における国語や算数・数学の結果では、大阪の小学生・中学生は、すべての教科において全国平均を下回っている状況（平成２６年度）です（図１）。また、毎日朝食を食べていない子どもがいる、就寝時間が遅いといった状況がみられます（図２）。さらに、小学生・中学生では、暴力行為の発生率が増加の傾向にあります（図３）。

また、児童虐待に関しては、近年、全国の児童虐待相談対応件数は急増し、大阪府での児童虐待相談対応件数は全国最多となっています（図４）。一方で、虐待により措置された大阪府の児童数は、ほぼ横ばいで推移していますが、家庭で適切な養育を受けられない子どもが、安全で安心して暮らせる環境の中で、子どもの自己決定を尊重しつつ、個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援や自立支援を行っていくことが重要となります。このため、より充実した社会的養護体制の整備が求められています。

そして、我が国の子どもの貧困状況は先進国のなかでも厳しい状況にあります（図５）。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図ることが極めて重要です。

＜図1＞　小中学生の学力（大阪府）

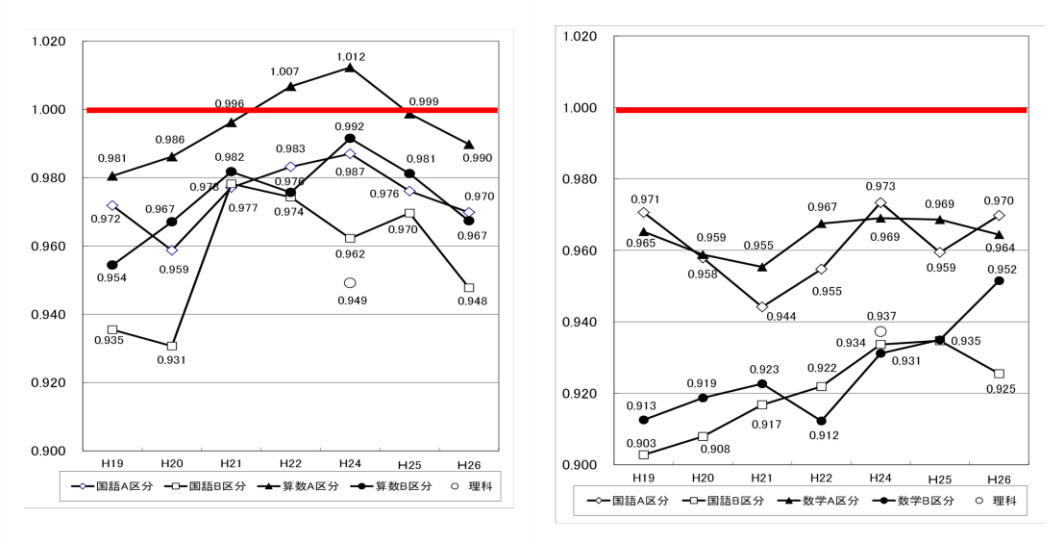

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

＜図2＞　小中学生の生活習慣（全国・大阪府）

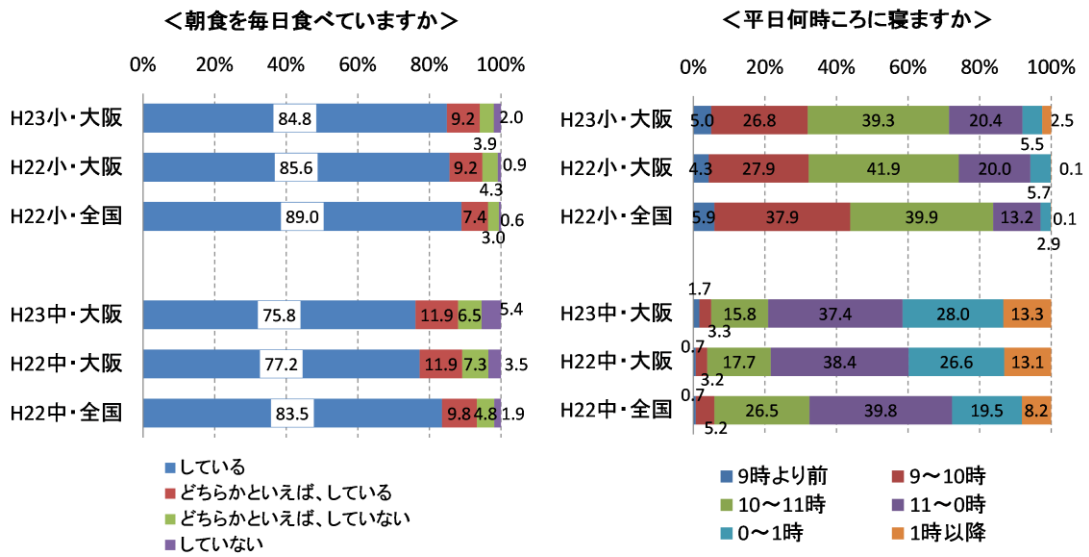

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」、大阪府「平成23年度大阪府学力・学習状況調査」

＜図3＞ 主要都道府県 暴力行為の発生件数(国公私立小・中・高等学校) 1,000 人当たりの発生件数

都道府県	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合計	1,000 人当たりの発生件数
大阪府	2,048	5,151	305	2,683	10,187	10.5
東京都	347	1,722	79	591	2,739	2.2
神奈川県	1,161	4,675	92	1,848	7,776	8.4
愛知県	368	1,395	47	541	2,351	2.8
全国	9,743	34,557	1,581	13,464	59,345	4.3

出典:平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

＜図4＞ 児童虐待相談対応件数と措置児童数(虐待)の推移

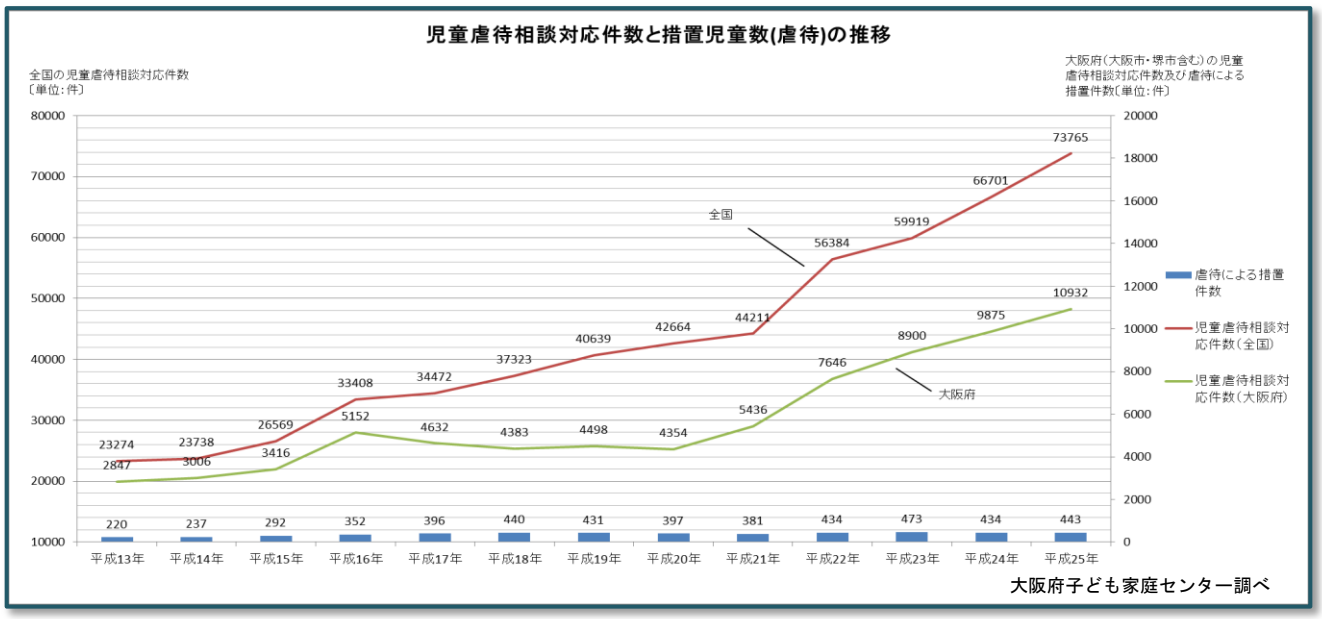

＜図5＞ 子どもの貧困率（全国）

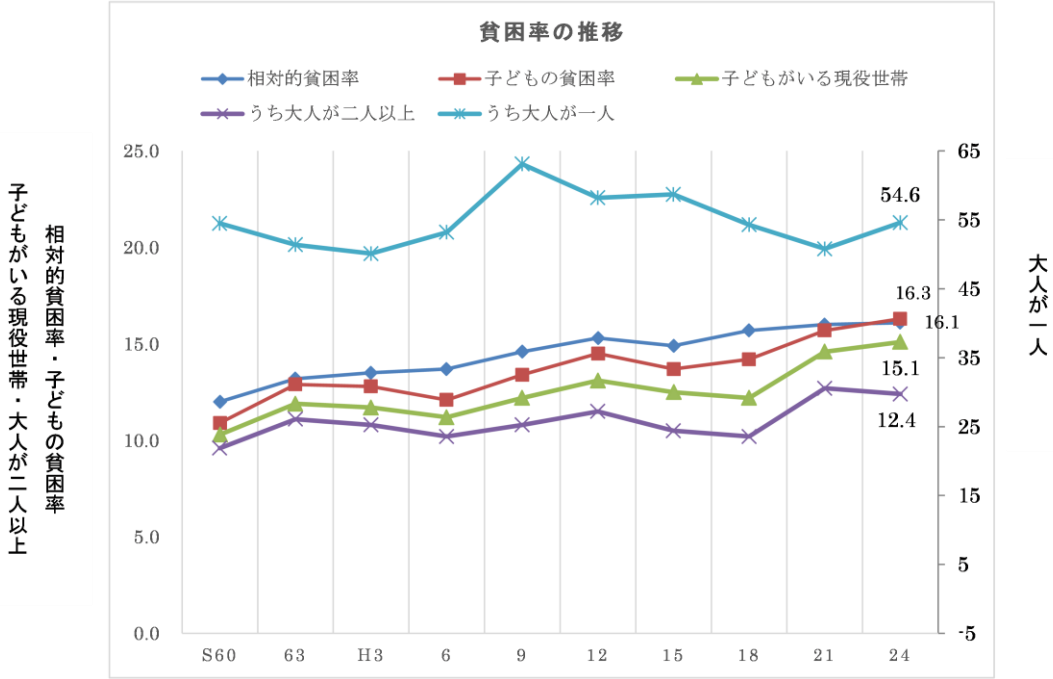

出典：国民生活基礎調査

注：
（1） 平成６年の数値は、兵庫県を除いたものである。
（2） 貧困率は、ＯＥＣＤの作成基準に基づいて算出している。
（3） 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
（4） 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

（２）「家庭」の視点から

「家庭」は、子どもにとって、もっとも身近で、子どもの成長にとって大きな影響を与える存在です。このため、家庭を取り巻く環境のさまざまな変化が、子どもの成長にも大きな影響を及ぼすことになります。

家庭を取り巻く環境の変化の大きなもののひとつに、年少人口の減少があげられます（図６）。大阪府は、全国に比べ、年少人口割合の減り方が早く、生涯未婚率は男女とも高い状態（図７）であり、全国でも少子化の進展が早く進む地域といえます。また、大阪府は、全国に比べ、中間所得層の割合が減少し、低所得層の割合が顕著に増加しており（図８）、家庭の経済力の低下が懸念されます。こうしたことがあいまって、家庭の養育力の低下が懸念されます。

また、家庭を構成する大人のライフスタイルも多様化してきており、それにあわせた多様な子育てのニーズが増加しています。大きな変化のひとつとして、就業する女性が増え、社会進出が進んでいることがあげられます。大阪府においては、全国と比較して女性の非労働力人口に対する就労希望者の割合が高くなっている状況です（図９）。その一方で、男性は、長時間労働となっている人が多く（図１０）、父親の育児参加が進まない一因と考えられます。このため、共働きであっても子育ての負担の多くを女性が引き受けることとなり、こうした女性への負担を軽減するためのニーズが増加しています。

さらに、ひとり親家庭の世帯数が増えており（図１１）、また、児童虐待を受けた子ども、障がいのある子どもなど、さまざまな支援を必要とする子どもが増えている中（図１２）、家庭の実態に応じたきめ細かい支援が求められています。

＜図6＞　年少人口の減少（全国・大阪府）

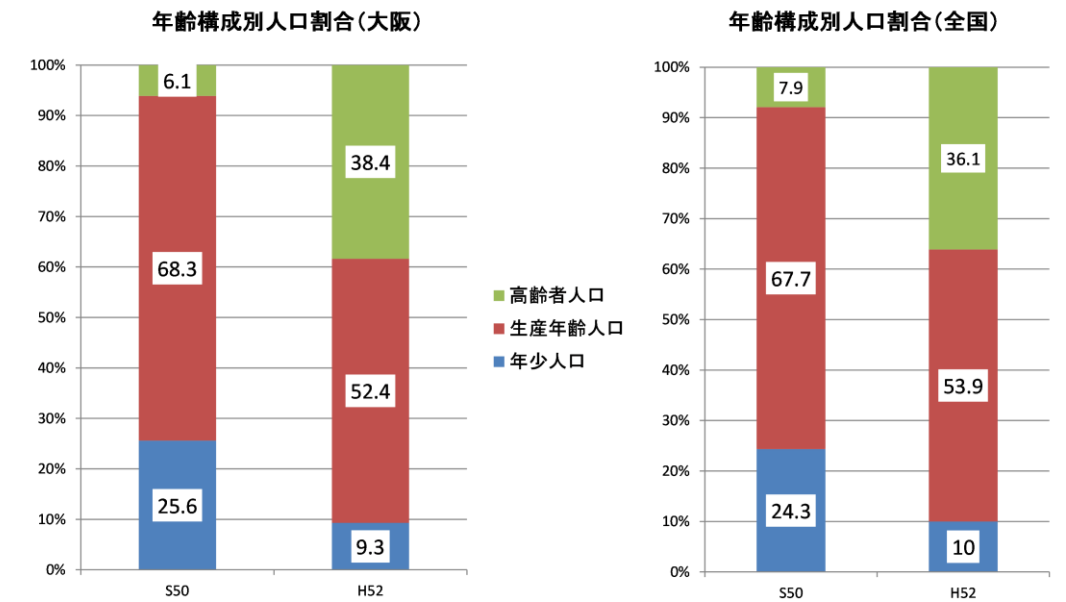

出典：S50：総務省「国勢調査」。H52：大阪版：「大阪府の将来推計人口の点検について（H21.3）を基に、府試算
全国版は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

＜図7＞ 生涯未婚率の推移（大阪府）

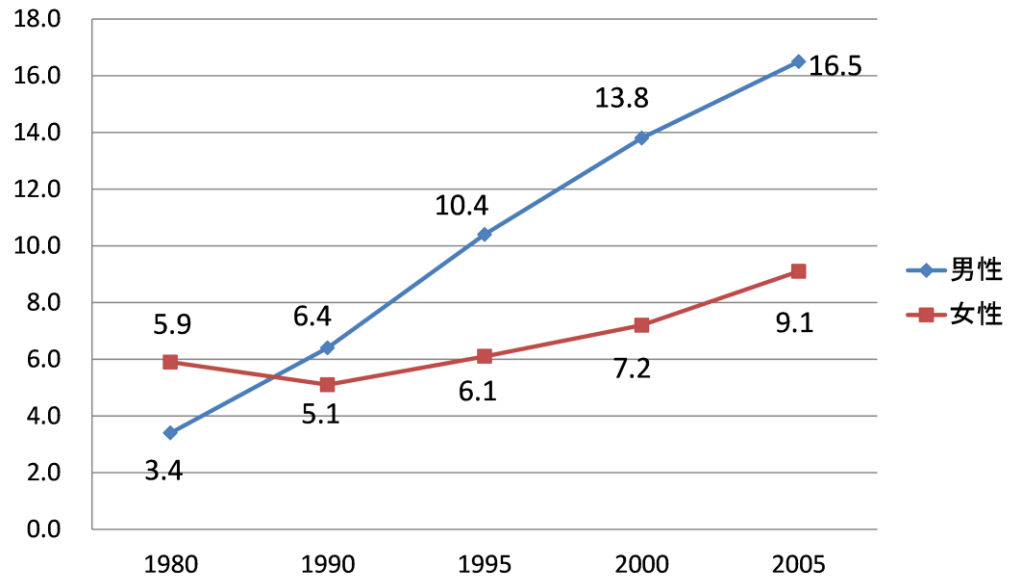

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

＜図8＞ 所得階層別世帯割合の分布（全国・大阪府）

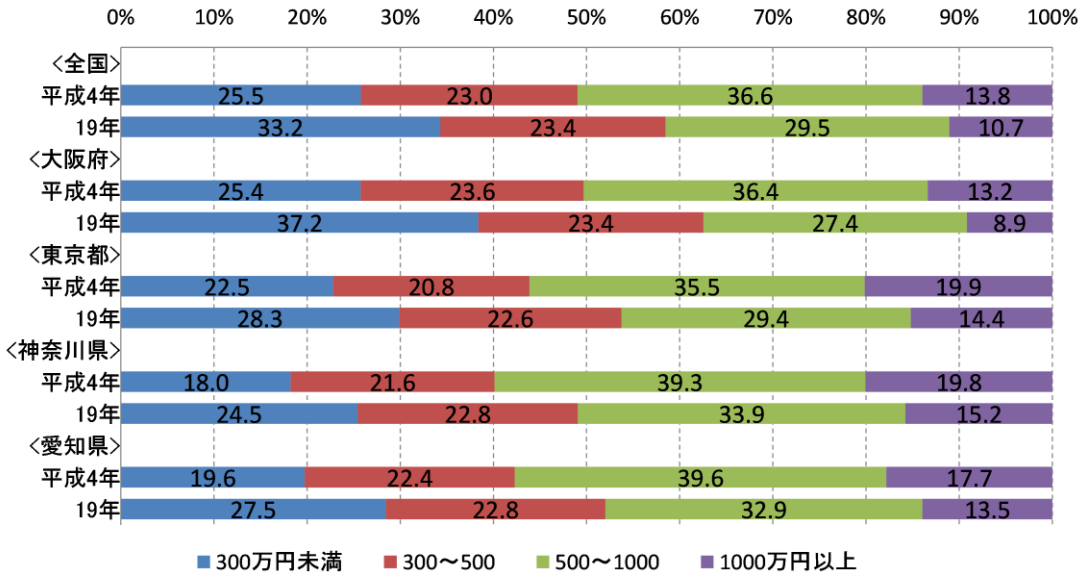

出典：総務省「就業構造基本調査」

＜図9＞　非労働力人口（女性）に占める就業希望者の割合（全国・大阪府）

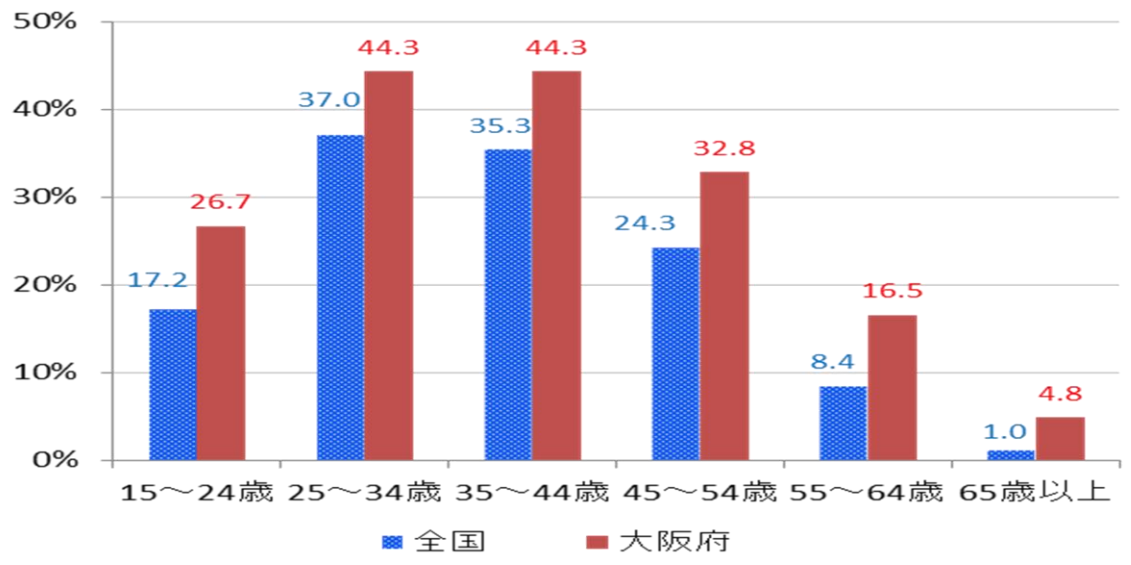

出典：大阪における雇用実態把握調査（大阪府）平成24年2月

＜図10＞　父親の帰宅時間（大阪府）

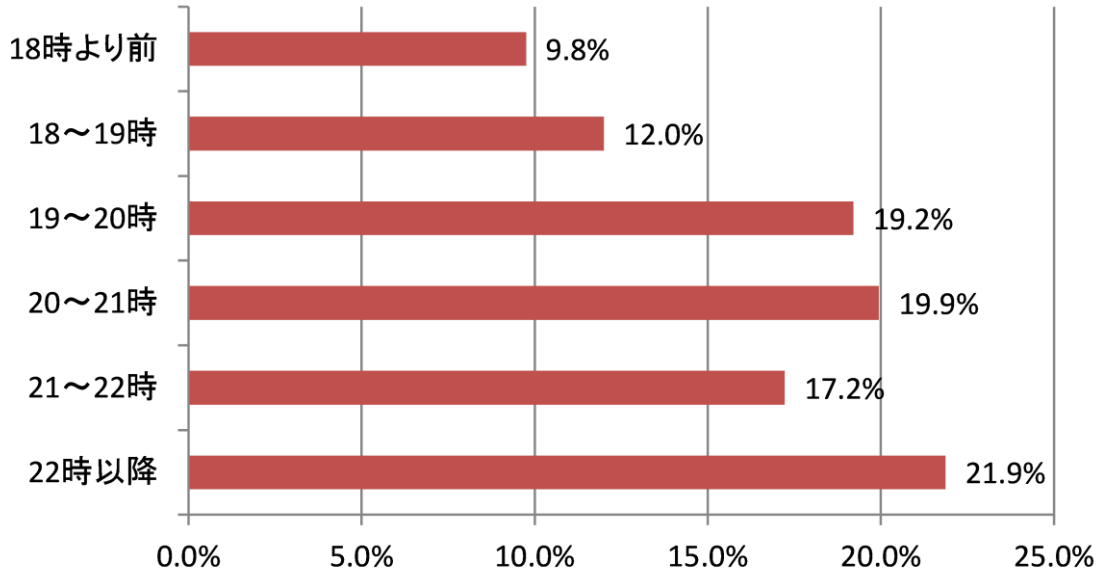

（出典）平成25年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童）

＜図11＞ ひとり親世帯数（全国・大阪府）

	全国			大阪府		
	総数	うち ひとり親 世帯	ひとり親 世帯の 割合	総数	うち ひとり親 世帯	ひとり親 世帯の 割合
H17	49,062,530	1,328,945	2.7%	3,590,593	114,897	3.2%
H22	51,842,307	1,430,286	2.8%	3,823,279	124,642	3.3%
前回 調査比	1.06	1.08		1.06	1.08	

出典：国勢調査

＜図12＞ 特別支援学校の在籍者数（大阪府）

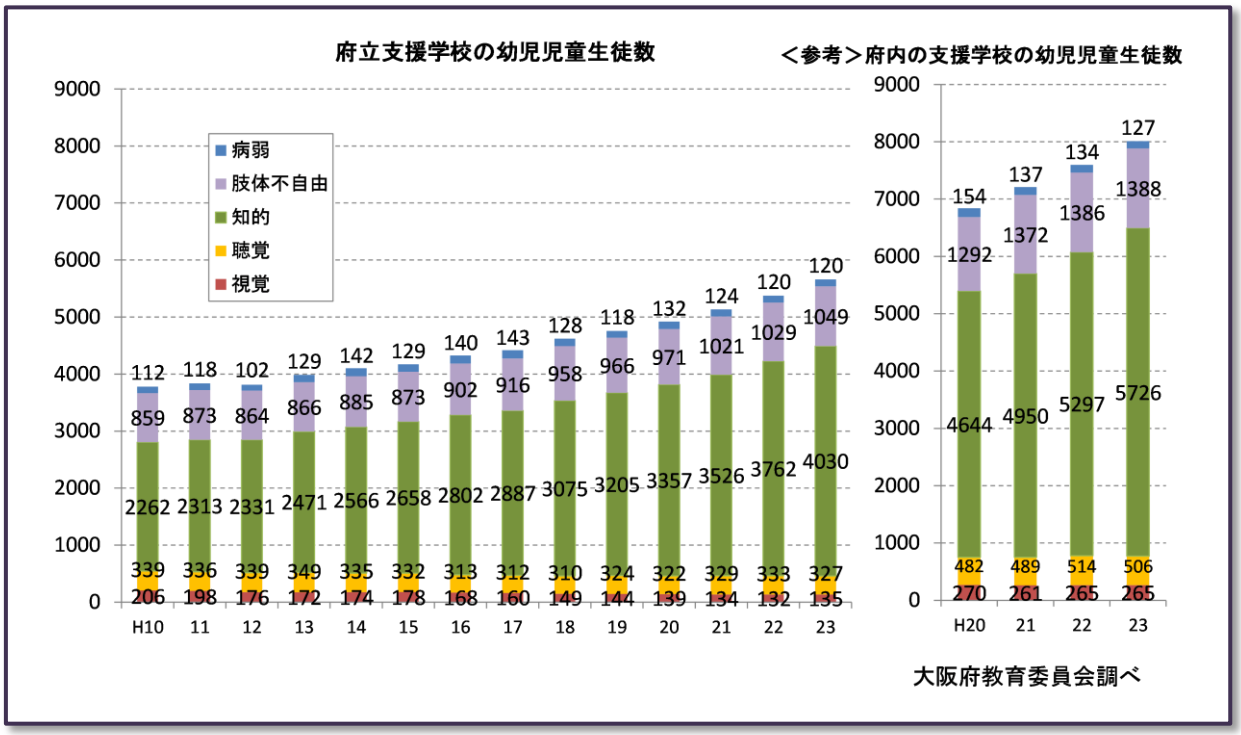

（３）「社会」の視点から

「社会」は人によって構成されており、子どももその構成員です。よって、社会の変化は子どもに大きな影響を与えます。

近年、特に顕著になってきている社会の変化として、若者の厳しい就労状況があげられます。大阪府は、全国に比べ、非正規労働者の割合が高く（図１３）、失業者に占める３４歳以下の若者の割合が３割以上になっている（図１４）など、大変厳しい状況にあります。

さらに、家庭等の養育力などの低下により、生活習慣や基礎的な学力が身についていなかったり（図１５）、兄弟姉妹やご近所との交流で身についていた社会性が、少子化や地域コミュニティの希薄化により十分に備わらないまま社会に出なければならなかったりといった状況がみられます。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）の進歩や交通網の発展により、人・モノ・金が国境を越えて移動するグローバル化が急速に進展しており、国際的な競争が一層激しさを増す中で、若者が力強く生き抜いていくためには、コミュニケーション能力をはじめ、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を身に付けていくことが求められています。

こうしたことから、若者の将来に対する不安が増大してきており、その対応が求められています。

＜図13＞　非正規労働者の割合

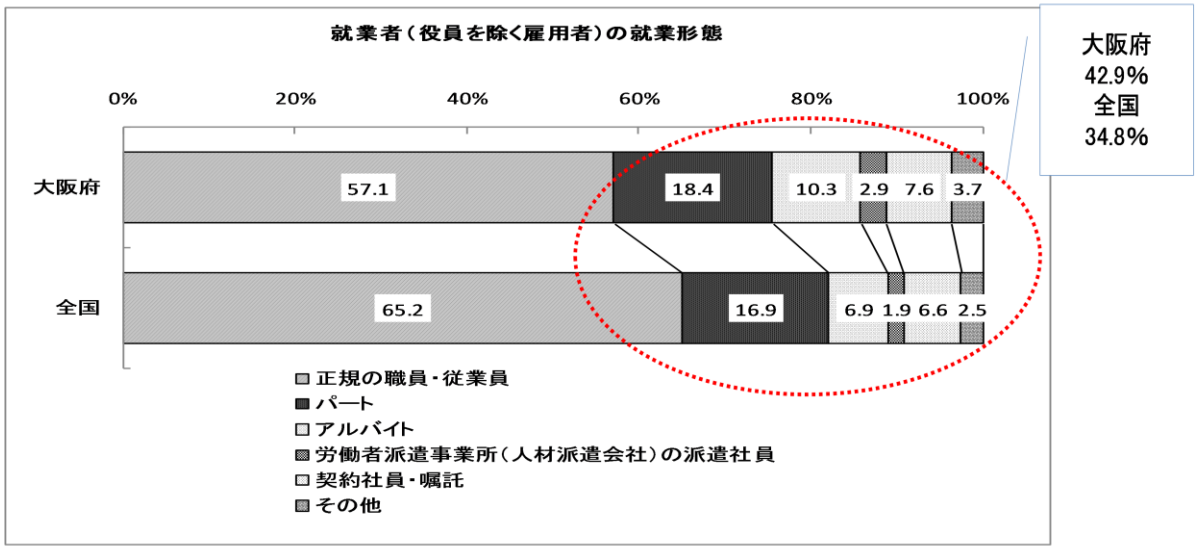

出典：大阪府における雇用実態把握調査（大阪府）平成 24 年 2 月

＜図14＞ 失業者の年齢別構成比（全国・大阪府）

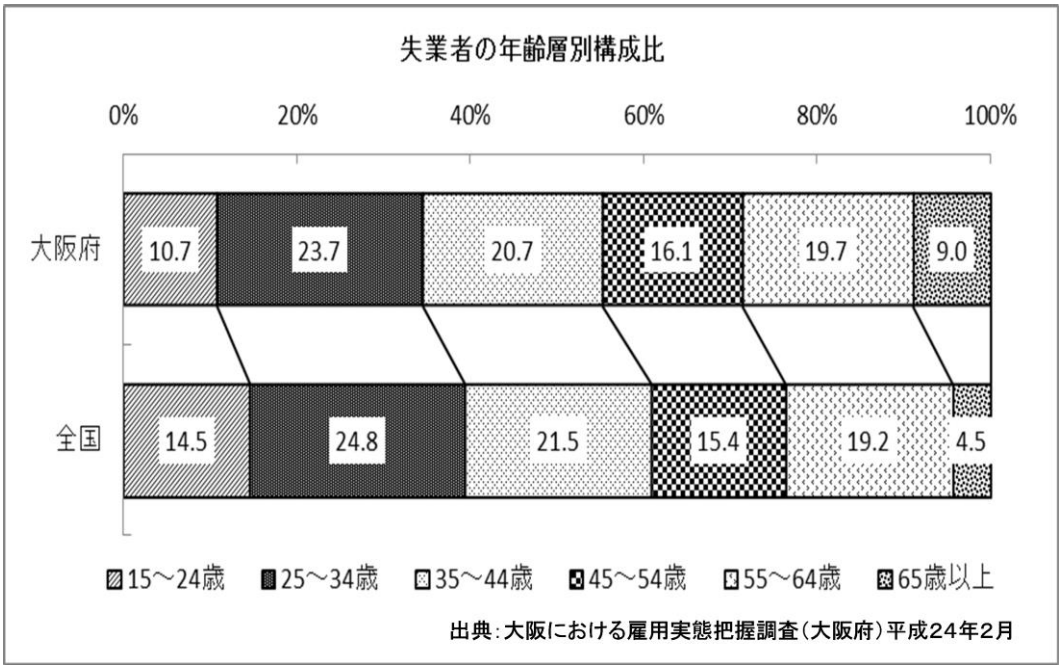

出典：大阪における雇用実態把握調査（大阪府）平成24年2月

＜図15＞ 若者の社会的基礎力の欠如（大阪府）

一般企業が採用基準を満たすことが難しくなってきたと考えている項目 （%）

	新　卒		
	事務系	営業系	技術系
社会人としての基礎力	36.2	31.2	28.1
性格	24.0	28.1	25.8
経験・能力・資格	5.9	4.5	15.8
その他	0.5	0.9	1.4
無回答	33.0	35.7	29.0

採用基準を満たせなくなってきた原因 （%）

	新　卒		
	事務系	営業系	技術系
自社のメッセージが届いていない	6.3	4.5	5.9
自社が応募者をひきつける魅力が足りない	11.8	12.2	11.8
業界全体のイメージが悪い	5.4	8.6	8.1
学校や推薦・紹介者との関係が希薄になってきた	3.2	3.2	4.5
職業観を養うべき教育制度の問題	27.1	24.4	20.4
基礎学力を養うべき教育制度に問題	25.3	17.6	25.3
家庭でのしつけ・過保護の問題	38.0	34.4	31.2
労働に対する社会の価値観の変化	15.4	16.7	15.8
これまでの専門能力や経験が役立たなくなってきた	0.5	0.9	1.4
少子化で若年人口が減少した	2.7	3.2	6.3
優秀な人材の取り合いになっている	14.5	16.3	21.3
その他	1.8	1.4	2.3
無回答	48.0	56.6	45.7

出典：大阪における雇用実態把握調査（大阪府）平成24年2月

2. 就学前児童の子育てに対する家庭のニーズ

（１）就学前児童をもつ家庭に対する施策の重要性

労働経済学の分野において、就学前教育への投資は、小学校以降での教育投資に比べて、投資額に見合う費用対効果が高いという実験結果が出ています。もっとも有名なものは、１９６０年代のアメリカで行われた「ペリー就学前計画」です。この計画では、経済的に恵まれない３歳から４歳のアフリカ系アメリカ人の子どもたちを対象に就学前教育を２年間実施し、そして、教育を受けた子どもと、教育を受けていない同じような経済的境遇にある子どもとのその後の違いについて、約４０年間にわたって追跡しました。４０年後の結果としては、就学前教育を受けた子どもは、高校卒業率や持ち家率、平均所得が高く、婚外子を持つ比率や生活保護受給率、逮捕者率が低いという結果が出ました。

また、ペリーは、所得や労働生産性の向上、生活保護費の低減など、就学前教育を行ったことによる社会全体の投資収益率を調べ、就学前児童に対する投資収益率が、学校教育以降の子どもへの投資収益率と比べ、非常に高い数値が出ました。

この実験は一例ですが、すべての就学前の子どもが、家庭の経済状況に左右されず、家庭での教育を含めた一定の就学前教育を受ける機会を確保することは大阪の将来の発展につながる未来への投資であると考えます。そのため、就学前児童をもつ家庭に対する施策を充実させていくことが非常に重要になります。

（２）幼稚園・保育所に対する子育て家庭のニーズ

現在の幼稚園・保育所の利用状況については、保育所の利用児童数がここ数年で増加している一方で、幼稚園の就園児童数が減少している状況となっています（図１６）。これは、共働き家庭の増加等から保育所を必要とする家庭が増えており、その影響で、幼稚園を利用する家庭が減ってきていると考えられます。

現在の子育て家庭の就労及び就労希望の状況についてですが、府内市町村が就学前の子どもをもつ子育て家庭を対象に実施したニーズ調査（平成２５年度、郵送調査）によると、父親についてはほぼ９割の父親がフルタイムで就労しており、今後もフルタイムでの就労を希望しています。母親については、以前は働いていたものの現在は働いていない人がもっとも多くなっています（図１７）。現在働いていない母親の将来の就労希望については、パート・アルバイトを希望している人がもっとも多くなっています（図１８）。また、現在パート・アルバイトで働いている母親の将来の就労希望については、引き続き、パート・アルバイトを希望している人がもっとも多くなっています（図１９）。しかしながら、本来はフルタイムの就労を希望しているが、非正規雇用が増えている現在の雇用情勢から、パート・アルバイトでしか仕事がないという現状を考慮しておく必要があり、フルタイムでの就労を希望する人がフルタイムで働くことができるような労働環境や保育環境等を整備していくことが必要と考えられます。なお、ひとり親家庭については、大阪府が府内（政令・中核市を除く）に居住するひとり親家庭等に実施したアンケート調査（平成 26 年８月）結果では、母子家庭の母の場合、約９割の保護者が就業しています

が、フルタイムでの就業など安定した雇用を希望される人も多くおられます。

今後の幼稚園・保育所に対する子育て家庭のニーズについてですが、現在、子どもの預かりサービスを提供する何らかの施設を利用している人のうち、幼稚園や保育所を利用している人はそれぞれ４割ほどいます（図２０）が、今後の利用希望としては、預かり保育を含めた幼稚園や幼稚園と保育所の機能が一体となった認定こども園の利用希望が増えています。また、保育所の利用希望については、割合としては減っているものの、依然として、高い割合の利用希望があります（図２１）。

こうしたことから、全体的な保護者の傾向としては、子どもが小さいときは自宅で子育てし、子どもがある程度大きくなると、パート・アルバイトでの就労を希望しており、比較的短い時間の保育の利用希望があるため、幼稚園が時間延長して預かってもらえるようなところに子どもを預けたいという傾向がみられるものと考えられます。一方で、フルタイムへの転換希望もかなりの割合であることから子育てしながらでもフルタイムで働くことができる環境が整えば、フルタイムへの転換が進むとも考えられますので、さらなる保育環境の充実も必要だと考えられます。

＜図16＞ 保育所利用児童数・幼稚園就園児童数（大阪府）（公立・私立合計・過去5年）

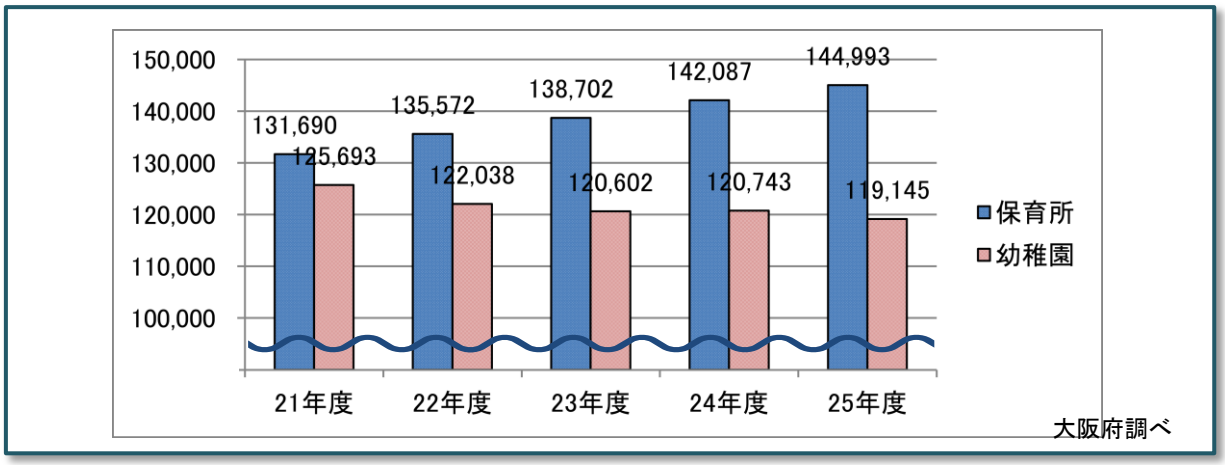

＜図17＞ 母親の就労状況（大阪府）

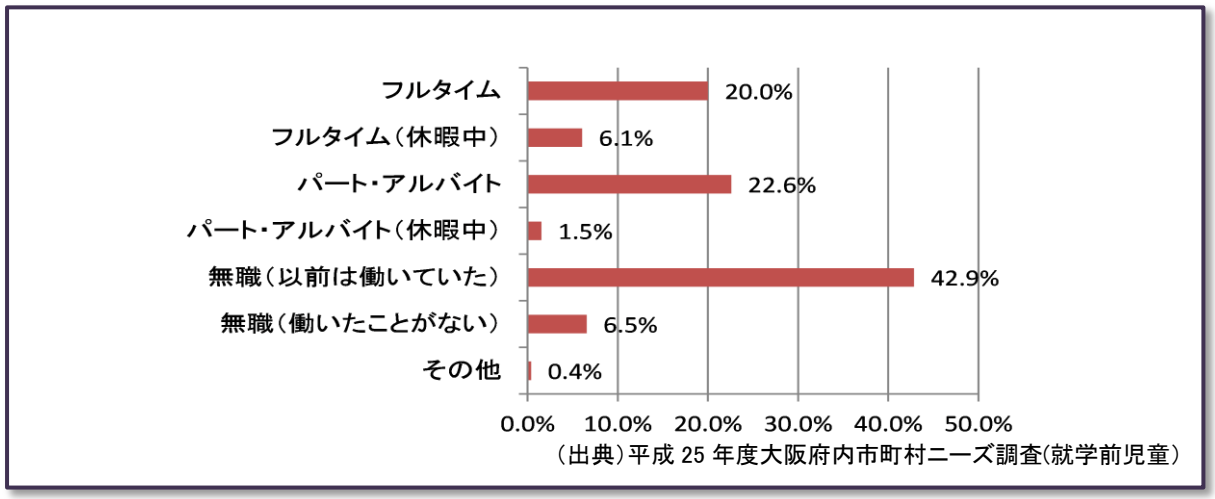

＜図18＞ 就労していない母親の就労希望（大阪府）

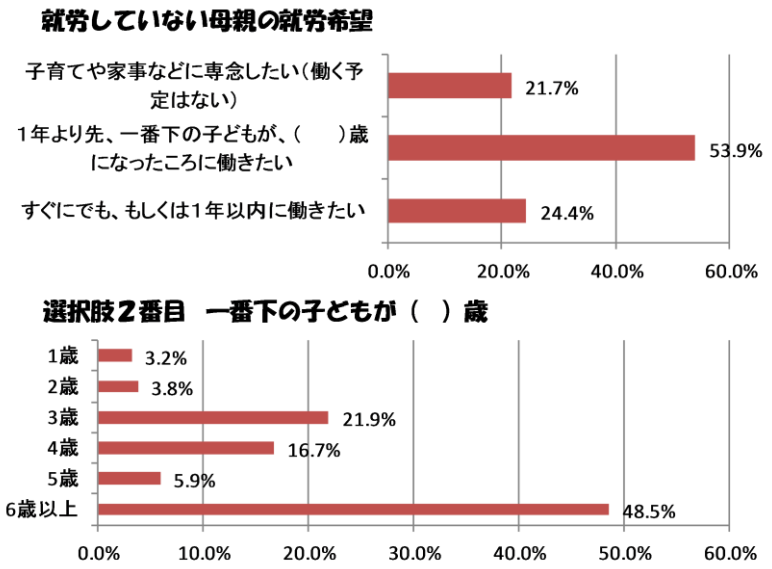

（出典）平成 25 年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

＜図19＞ パート等の母親の将来の就労希望（大阪府）

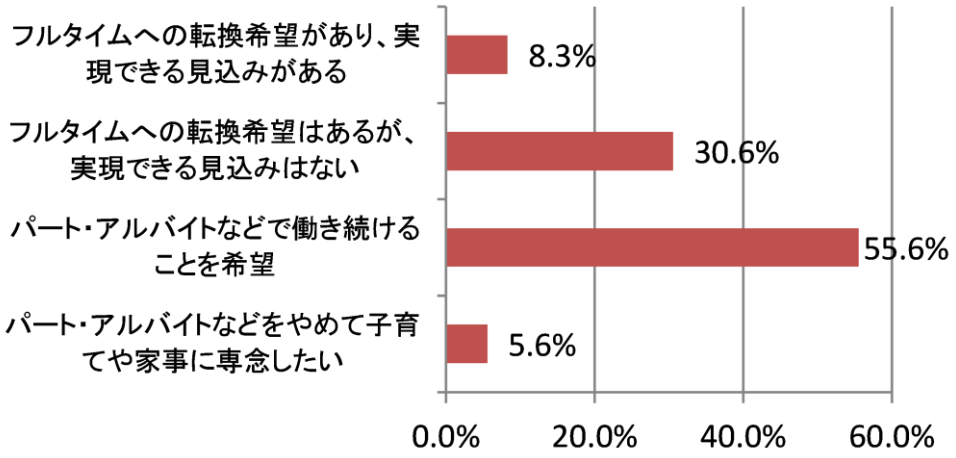

（出典）平成 25 年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

＜図20＞ 保護者の現在の施設等の利用状況（大阪府）（政令市・中核市を含む）

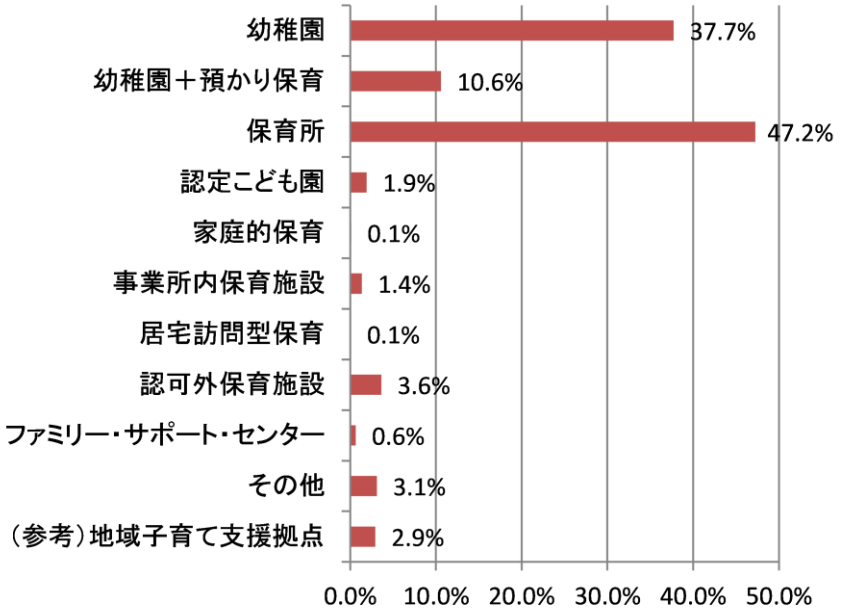

（出典）平成 25 年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

＜図21＞ 保護者の施設等の利用希望（複数回答）（大阪府）（政令市・中核市を含む）

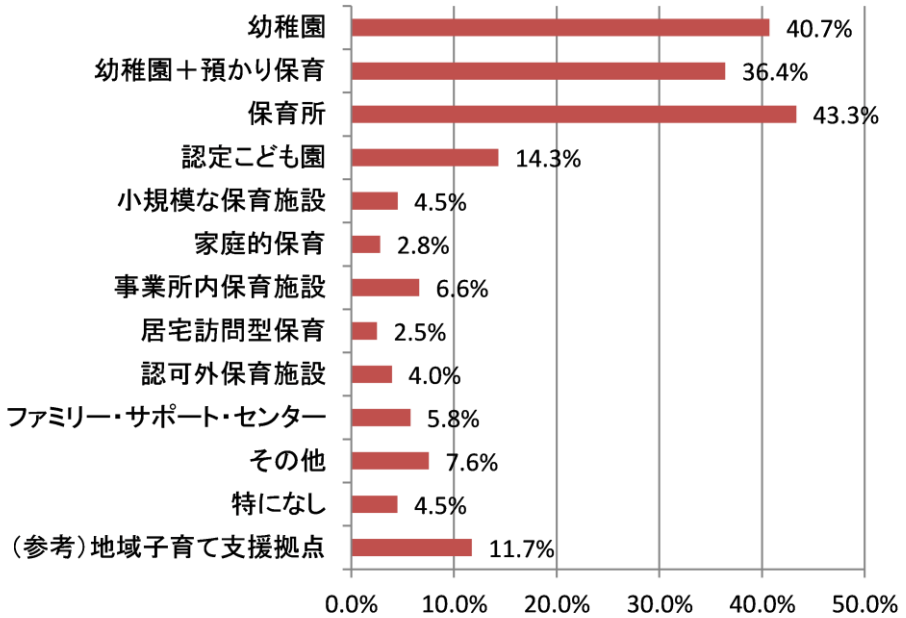

（出典）平成 25 年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

（３）子育て支援に対する子育て家庭のニーズ

①　子育てで困っていること　～保護者と施設側へのリサーチ～

保護者と施設（幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点）に対して行った実態調査（平成２５年度、保護者はインターネット調査、施設は郵送調査）によると、保護者が子育てで困っていることは「自分だけの時間」、「これでいいのか不安」が多くなっています（図２２）。一方で、施設側が考える保護者が子育てで困っていることは「これでいいのか不安」がもっとも多く、次いで、「相談できる人」、「自分だけの時間」となっており（図２３）、保護者の悩みと施設側の受け止めはほぼ一致していると考えられます。

＜図22＞　保護者が子育てで困っていること（大阪府）

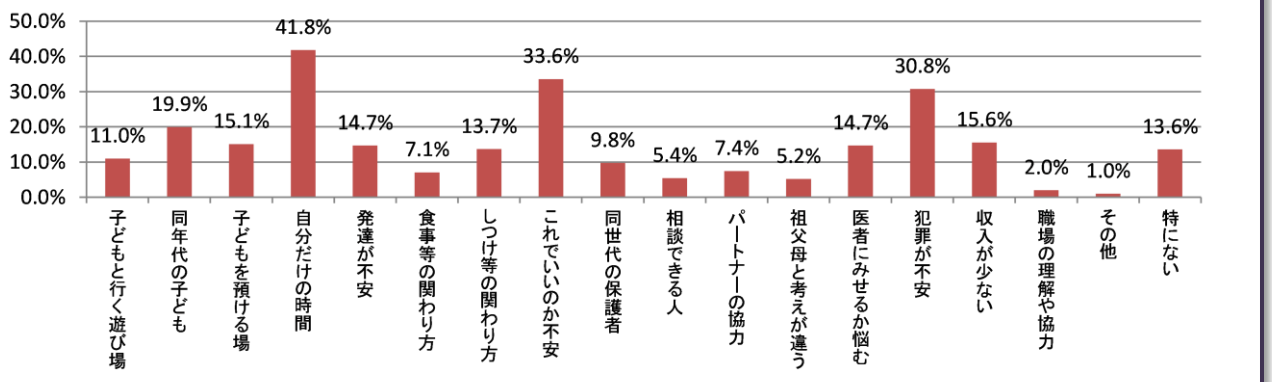

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（インターネット調査）　N=1200

＜図23＞　施設側が考える保護者が子育てで困っていること（大阪府）

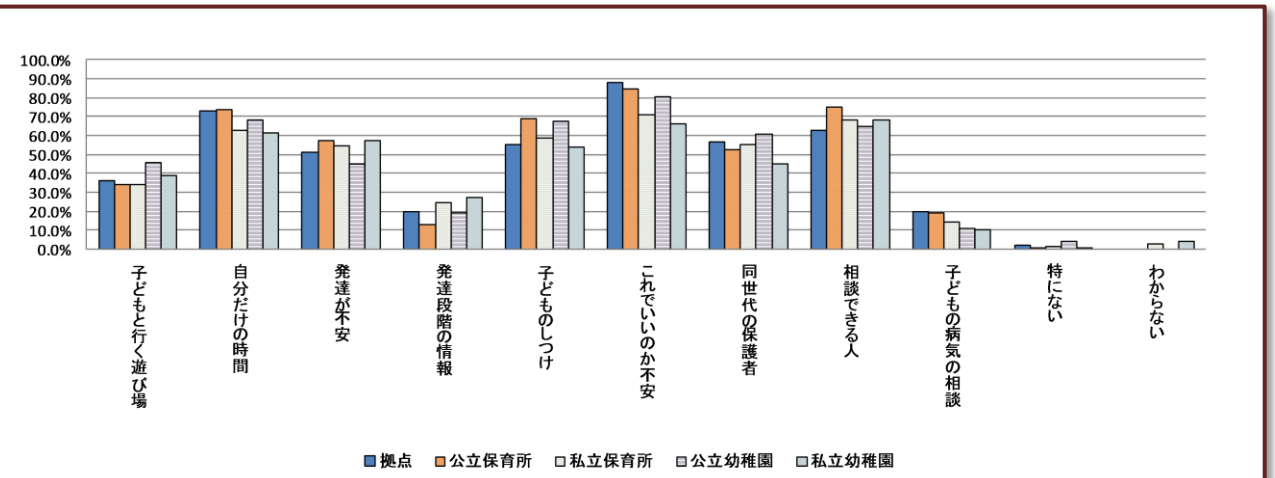

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（郵送調査）

②　子育てを支えてくれる人や機関

府内市町村が実施したニーズ調査（平成２５年度、郵送調査）によると、子育てが地域で支えられていると感じる人が７割を占めています（図２４）。
大阪府が保護者に対して行った調査（平成２５年度、インターネット調査）では、子育てを相談する上で身近に感じる人や機関として、配偶者、祖父母、次いで、同じ世代の子どもを持つ保護者となっていますが、一方で、民生委員・児童委員や子育て広場・サロンについては該当なし、あるいは、遠い存在となっています（図２５）。子育て広場・サロンについては、調査対象が０歳から５歳の子どもをもつ保護者であり、地域子育て支援拠点の主な対象である０歳から２歳の子どもをもつ保護者だけを対象としたものではないという点は考慮する必要がありますが、府内市町村が実施したニーズ調査（平成２５年度、郵送調査）においても、地域子育て支援拠点について７割近くの人が利用していないという結果が出ています（図２６）。また、地域子育て支援拠点を利用している人でも１ヶ月当たりの利用日数は１～２日が多く、今後の利用希望については６割の人が「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」と答えています（図２６）。

これらのことから、保護者は、配偶者や祖父母以外では、同じ世代の子どもを持つ保護者が子育てを支えてくれる主なものと考えている傾向があり、地域子育て支援拠点などについてはあまり利用されていないと考えられます。

しかしながら、大阪府が就学後の子どもをもつ家庭を対象に行った調査（平成２５年度、インターネット調査）では、就学前期の子育てを振り返ると、子育て広場や子育てサロンなどの地域の機関等に相談すればよかったと考えている人が多いという結果が出ています（図２７）。

このことから考えると、就学前の子どもをもつ保護者にとって、地域子育て支援拠点を利用する必要がないということではなく、地域子育て支援拠点に関する情報が十分に行き届いていないのではないかということが考えられます。

＜図24＞　子育てに対する地域からの支援（大阪府）

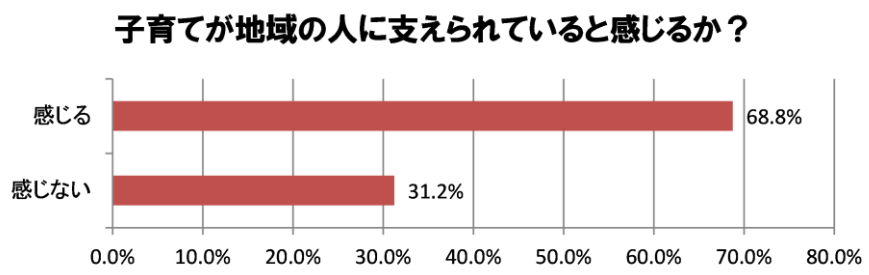

（出典）平成 25 年度大阪府内市町村ニーズ調査(就学前児童)

＜図25＞　子育て相談で身近に感じる存在（大阪府）

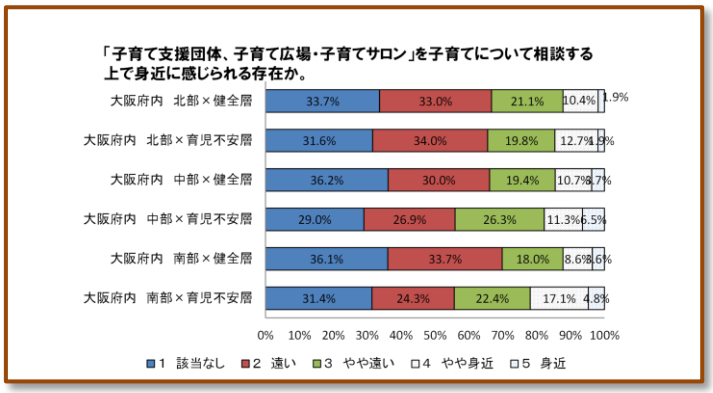

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（インターネット調査）　N=1200

＜図26＞　地域子育て支援事業の利用（大阪府）

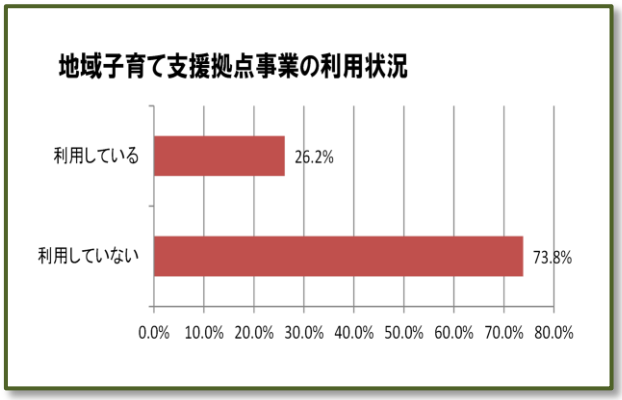

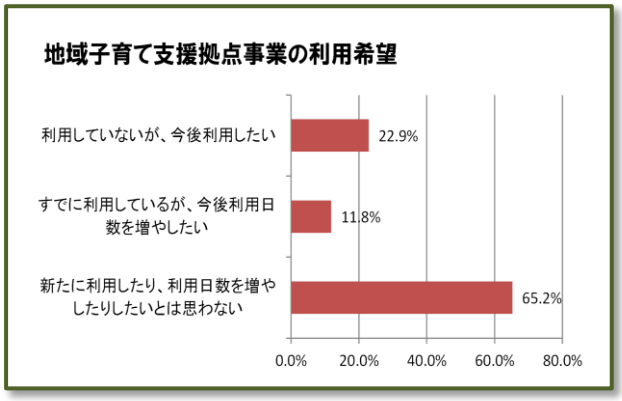

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（郵送調査）

＜図27＞　子育ての相談をした人（就学後の子どもをもつ家庭）（大阪府）

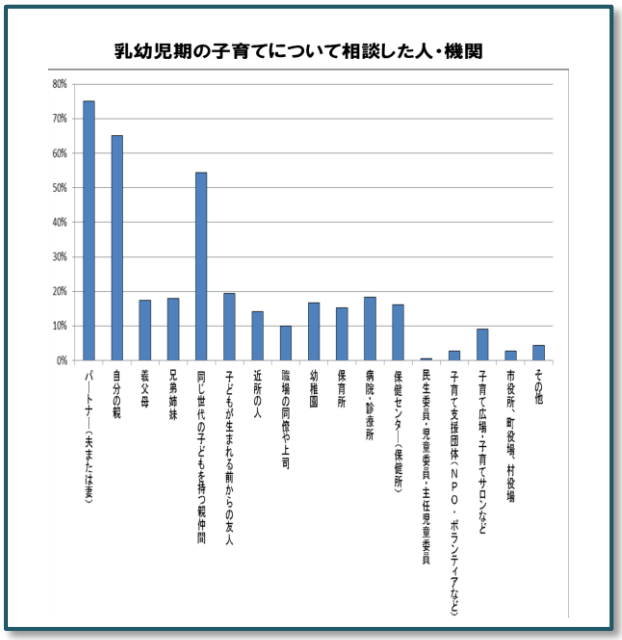

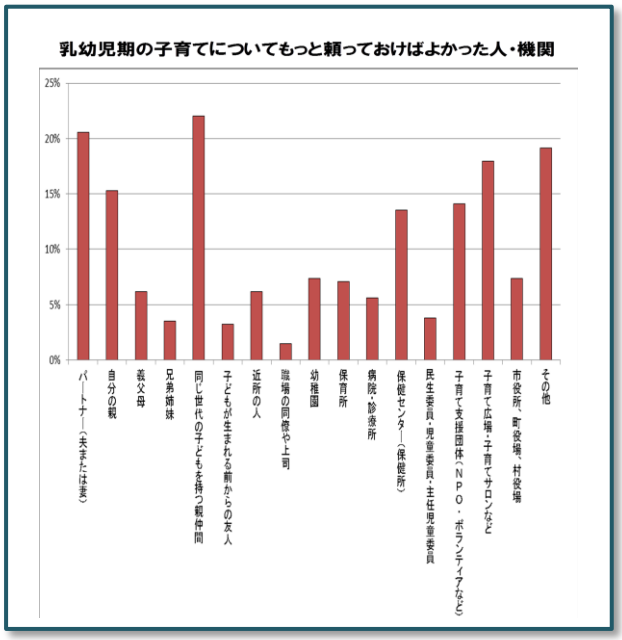

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（インターネット調査）　N=358

③　保護者が望む子育て支援サービス

大阪府が施設に対して行った調査（平成２５年度、郵送調査）によると、施設が提供する子育て支援サービスの主なものとして、地域子育て支援拠点は「親同士が会話をする場の提供」がもっとも多く、保育所・幼稚園は、「ひろば等の親子の交流活動」がもっとも多くなっています（図２８）。

一方で、大阪府が保護者に対して行った調査（平成２５年度、インターネット調査）によると、保護者があったら良いなと思うものは、「親子で遊びにいける場」がもっとも多く、次いで、「安全な外遊びの場」、「子どもの友達がいる場」が続いています（図２９）。

こうしたことから、施設側としては、主として親同士あるいは親子が交流できる場を提供している一方、保護者が必要としているものは、子ども同士が遊ぶことができる場ということでありミスマッチが生じている可能性があると考えられます。

また、同じ調査において、保護者が子育てに関してほしい情報としてもっとも多かったのは「地域の遊び場等」となっています（図３０）。このことから、保護者は、情報としても子ども同士が遊ぶことができる場を求めていることが分かります。

＜図28＞　施設が実施している子育て支援活動（大阪府）

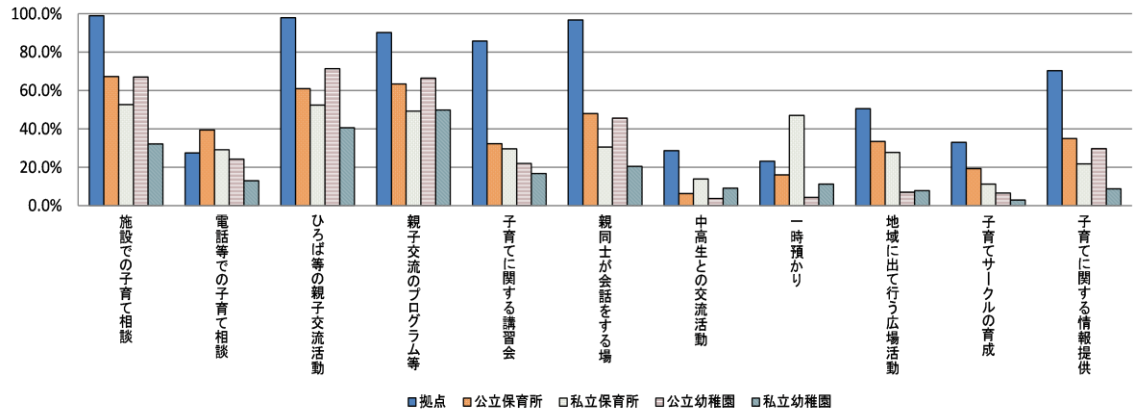

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（郵送調査）

＜図29＞　子育てをしている中であったら良いなと思うもの（大阪府）

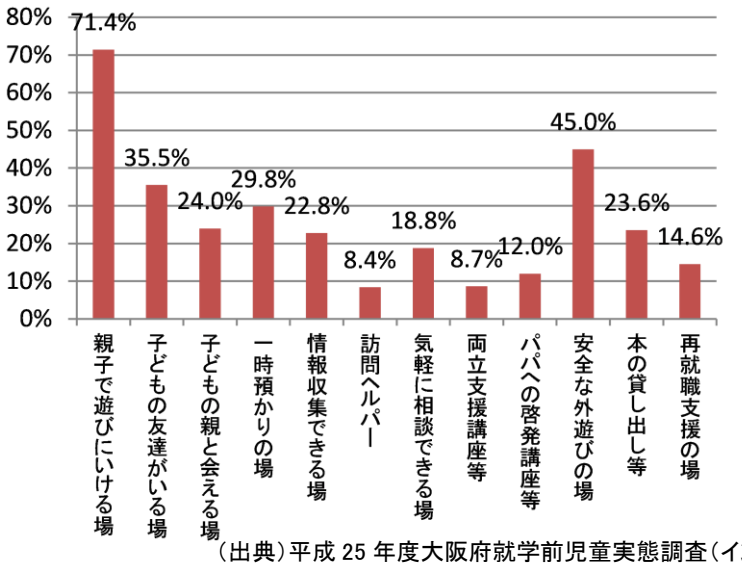

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（インターネット調査）　N=1200

＜図30＞　保護者が子育てに関してほしい情報（大阪府）

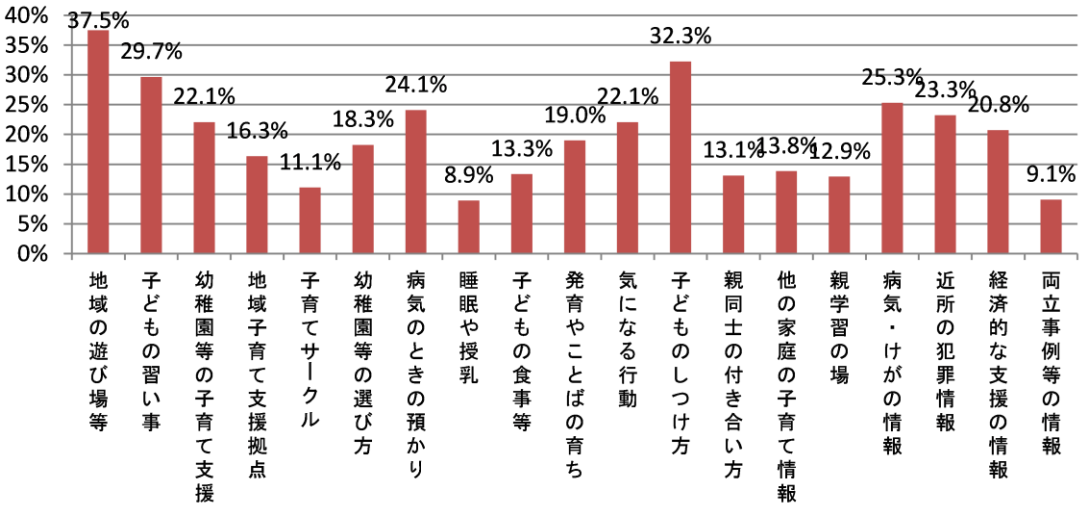

（出典）平成 25 年度大阪府就学前児童実態調査（郵送調査）

3.「こども・未来プラン」後期計画の取組状況

大阪府では、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画として、「こども・未来プラン」の前期計画（平成１７年度から平成２１年度）、後期計画（平成２２年度から平成２６年度）を策定し、大阪府として、子どもを生み育てやすい環境づくり、子ども・青少年が創造性に富み、豊かに成長することができる環境づくりに取り組んできました。

「こども・未来プラン」後期計画では、３つの「基本方向」と７つの「子育て目標」を設定し、それぞれの目標を達成するための重点施策と子育て環境の改善度合いを計るための総合指標（アウトカム指標）と、個別指標（アウトプット指標）を設定しています。

（１）重点施策の取組状況について

「こども・未来プラン」の後期計画では、７つの子育て目標を達成するために、２４の重点施策を掲げて取り組みを進めており、これまでの取り組みによって、一定の効果があがっている一方、残された課題もあるのが現状です。重点施策の取組状況は次のとおりです。

※　項目中の◎、○、★印は、それぞれ対応する事業（個別指標）の進捗状況を示しています。
「◎：目標達成、又はメドがついた」、「○：着実に進んでいる」、「★：計画どおり進んでいない」

【子育て目標】安心して出産

母子医療・母子保健体制を充実	
○	安心して出産できる体制整備は概ね確保
○	いわゆる「飛び込み出産」は増加傾向であり、「にんしんSOS」の啓発や関係機関との連携強化が必要

※　『飛び込み出産』とは、定期的な妊婦健診を受けず、かかりつけ医を持たない妊婦が、陣痛が起こってから、救急搬送等により産科医療機関で出産することをさします。

【子育て目標】いきいき子育て

保育・子育て支援サービスの充実	
○	保育所入所枠は、計画どおりに拡大
★	待機児童数や待機児童を有する市町村数は増加傾向
★	夜間・休日や病児病後児保育は目標達成が見込めない

学校・家庭・地域が連携した教育コミュニティづくり	
◎	学校支援地域本部等による学校支援活動は全中学校区で実施
○	家庭教育支援に係る情報の周知は進んでいるが、保護者の、家庭教育に関する学習機会への一層の参加促進が必要
◎	「おおさか元気ひろば」は概ね９割の小学校で実施され、地域での安心安全な活動場所を確保
小学校を核とした地域力の再生	
◎	小学校の芝生化を通じ地域住民の活動拠点を整備
★	地域の取り組みの格差やマンパワー不足等の課題は、今後、防犯・まちづくりの事業を通じた解決が必要

【子育て目標】一人ひとりを大切にする

地域における防犯活動と非行防止活動	
◎	子どもの安全確保のための住民ネットワークは充実
○	非行防止活動のネットワーク構築は計画通り推移
★	未構築市町村への働きかけや活動活性化への支援が必要
安心で安全な学びの場づくりの推進	
◎	全小学校で警備員等安全体制の整備を実施
○	府立学校の耐震化は目標を前倒しで実施
障がい児の地域生活支援	
○	地域生活支援について、発達障がい児の療育支援等をはじめ、計画通り推移
★	児童館等を活用した支援学校生徒の居場所づくりは、市町村に温度差があり目標達成が困難
児童虐待防止ネットワークと各機関の連携強化	
○	府、市町村、関係機関の連携は強化
◎	啓発活動等により、府民意識が高まったことも有り通告や相談対応件数が増加
★	早期発見や予防の観点の取り組みを引続き強化
社会的養護の充実	
○	施設での家庭的な養護体制と里親等委託を引続き推進

【子育て目標】がんばりを応援

小・中学校における学力向上	
★	学力調査結果は、かなり厳しい状況であり、今後、必要に応じて指導を強化することで、府全体の学力向上に取組むことが必要
○	「家で計画的に学習する」と回答した児童・生徒の割合は向上
府立高校の充実	
○	全高校での個性化を図り、教育の質を向上
◎	府立高校（全日制の家庭）の中退率は改善
支援教育の充実	
◎	府内４地域で知的障がい支援学校の新校を整備
◎	高等学校でともに学ぶ取り組みとして、自立支援推進校・共生推進校を計画的整備
子どもたちの健康と体力づくりの推進	
★	体力・運動能力は依然として全国平均に及ばない
熱意ある人材確保及び教員の力の向上	
◎	指導力向上の取り組みにより、授業がわかるとする子どもの割合は増加
学校の組織力とチーム支援の強化	
◎	高等学校の課題に応じた支援チームを設置し課題に対応
公私立高校生セーフティーネット	
◎	経済的理由で高校就学を断念することのないよう、大阪府独自のセーフティネットを構築

【子育て目標】豊かな心を育む

豊かな心をはぐくむ取組の充実	
★	こころの再生府民運動は認知度が低く、子どもを中心に学校、家庭、地域とつながる取り組みの推進が必要
○	人権教育や道徳教育の推進等に取組み、「自分には良いところがある」（小中学生）、「『自分を大切にする』気持ちが高まった」（高校生）等の回答の割合は向上

責任を持って行動できる大人への育成支援	
○	いじめや暴力、人権侵害事象の根絶を目指して取り組みを継続
文化を通じた次世代育成	
○	芸術文化の鑑賞機会の提供や、出かける博物館による歴史文化の教育は充実

【子育て目標】自ら決める力を養う

職業教育の推進	
○	産学接続コースの対象分野を拡大し多様な職業教育を提供
障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進	
○	支援学校の知的障がい者高等部卒業生の就職率は大幅に向上するも目標達成は厳しい状況
○	企業の障がい者雇用を促進するための取組を継続して実施

【子育て目標】自立し、次代を担う大人へ

若年無業者（ニートの支援）	
◎	大阪府若者サポートステーションを中心に就労や自立を支援
若者の就職支援～JOB カフェ OSAKA～	
○	就職活動のアドバイスやカウンセリング等の一人当たり対応時間を延ばし、ニーズに応じた就職支援を実施（JOB カフェ OSAKA は平成 25 年 9 月以降 OSAKA しごとフィールド内 JOB カフェコーナーとして運営）
市町村と連携した地域支援ネットワーク	
★	課題を有する青少年に対する地域支援ネットワークの構築については、府内 10 か所のエリアごとに連携体制の構築を推進
★	ひきこもり支援に対する市町村の取組の格差を解消するため積極的な取り組みが必要

（２）目標数値の達成状況について

アウトカム（総合指標）

「いきいき子育て」、「がんばりを応援」及び青少年に関する２つの指標について、目標達成が困難と見込まれます。

アウトプット（個別指標）

この４年間の取り組みで、概ね６割程度の指標が目標達成（見込みを含む）となっています。

アウトカム（総合指標）とアウトプット（個別指標）の達成状況
（平成26年度目標値に対する平成25年度実績）

基本方向	子育て目標	アウトカム(総合指標)	アウトプット(個別指標)
安心して、喜びをもって子どもを生み、育てることができる社会づくり	安心して出産	1／5（20.0%）	6／11（54.5%）
	いきいき子育て	2／7（28.6%）	33／53（62.3%）
子どもが大切にされ、健やかに心豊かに成長できる社会づくり	一人ひとりを大切にする	5／9（55.6%）	41／62（66.1%）
	がんばりを応援	0／9 （0.0%）	50／78（64.1%）
	豊な心を育む	2／4（50.0%）	17／29（58.6%）
青少年が自立した個人として、夢と創造性を育むことができる社会づくり	自ら決める力を養う	0／3 （0.0%）	10／14（71.4%）
	自立し、次代を担う大人へ	0／1 （0.0%）	6／10（60.0%）
指　標　合　計		10／38（26.3%）	163／257（63.4%）

※　達成状況は、「目標達成済み」「達成見込み」「順調に推移」の合計です。

第3章　計画でめざす基本的な目標について

1. 基本理念

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

子どもは、社会におけるさまざまな活動で多様な人々と交流することにより、豊かな心、個性や創造性をはぐくんでいきます。また、主体的に参加することによって、自分の思いや意見を表明し、同時に他者の思いや意見を受け止めることができます。

社会は、そうした子どもの成長を支えていかなければなりません。また、子どもにもっとも身近な社会という意味では「家庭」の役割も重要です。家庭が子どもの成長のために役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことも社会の役割です。

こうしたことを踏まえ、本計画では、子どもがひとりの人間として尊重されること、また子どもや家庭が社会から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で成長した若者が、次の世代の子育てを担っていくことにより、子どもたちが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて、若者となって再び次の世代の子育てを担っていく」という良い循環が続いていくことをめざし、これを基本理念とします。

2. 基本的視点

基本理念を踏まえた施策を実施するに当たって、共通の視点として、次の３つの視点を基本的視点として設定します。

（１）子どもを中心とする視点

制度に分断されることのない切れめのない支援をめざします。

乳幼児期は保育所、幼稚園や認定こども園、学童期は学校といった子どもの年齢によって、また、障がいの有無などといった子どもの状況によって、関わってくる制度が変わってきます。このような状況の中、制度間での連携が十分でないときには、その制度や支援が十分に機能しなくなるばかりか、子どもの成長にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。こうしたはざまをできる限りなくしていくため、それぞれをつなぐ人材の育成や、それぞれの機関、そこで活動する人材間の連携、情報共有等を強化していくことが、今後、施策を展開していくにあたって重要な視点と考えます。そうした切れめのない支援を実現することにより、子どもたちが自らの人生を充実したものとする力をはぐくんでいくことができると考えます。特に、小学校入学時と学校教育終了後の連携が重要であり、公私を含めた保幼小の連携、障がいのある子どもの未就学期から就学期に渡る一貫した療育、高校中退・卒業後の若者への支援などに対する連携が重要です。

（２）家庭の役割・機能の重要性に着目する視点

子育て家庭の状況に応じた柔軟な社会全体による支援をめざします。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や地域の人々から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このようなことから、昨今の家庭の経済力の低下と相まって、子どもを育てる家庭の力、いわゆる養育力が弱くなっているのではないかと懸念されています。そのため、地域で子育てを支えるとともに、子どもにとって、もっとも身近で、もっとも影響を与える家庭の役割・機能の重要性に着目し、支援していく視点が重要になります。特に、生涯にわたる生きる力の基礎を培う乳幼児期における支援が重要であり、また、ひとり親家庭、障がいのある子どもがいる家庭、経済的に困窮している家庭などに対しては、その状況に応じた柔軟かつ多様な支援が必要です。

（３）子どもと「社会」との関わりを大切する視点

子どもと「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めます。

家庭や社会の養育力の低下により、子どもが成長し、若者になったときの社会的基礎力の欠如が問題になっています。そのため、子どもたちが、自分の周りの状況を的確に捉え、自ら学び行動する力をはぐくむため、社会の形成者として、自他を大切にし、権利の主体として義務と責任を果たしながら積極的に社会に参画しようとする意欲や態度を育てるという「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めることが重要です。

3. 基本方向と目標像

基本理念を実現し、基本的視点を反映するために、３つの基本方向とその目標像を設定します。

この３つの基本方向は、基本理念で示す「家庭」のサイクルに着目して設定します。具体的には、若者が自立し、結婚するという生き方を選んだ人が家庭をつくることから始まり（基本方向１）、妊娠・出産を経て、子どもが生まれ、子どもが健やかに育つよう社会全体で支援し（基本方向２）、やがて、大阪の未来を担う子どもたちが成長していく（基本方向３）、そして、若者として自立していく（基本方向１に戻る）という循環に沿って、基本方向１～３を設定し、基本方向ごとに目標像を設定します。

（１）基本方向１　若者が自立できる社会

若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会づくり

目標像	社会を支える若者
現状からみた課題	・　若者が社会の一員として働き、経済的に自立する意識をもつことが重要。 ・　不安定な雇用条件などから、若者が自らの意思で将来を選択できない状況を改善することが重要。
取り組みの方向性	若者が社会の一員としての役割を果たすために、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援などを進めるとともに、自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

（２）基本方向２　子どもを生み育てることができる社会

妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり

目標像	安心して育つ子ども
現状からみた課題	・　家庭のみならず社会全体での子どもを生み育てる力（養育力）を高めることが重要。 ・　社会や地域として、家庭や個人に、継続的に切れめのない支援を行うことが必要。
取り組みの方向性	支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、就労支援や生活支援を含めた子育てしやすい環境を整備することにより、必要なときに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。

（３）基本方向３　子どもが成長できる社会

大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり

目標像	チャレンジ、自立、自律できる子ども
現状からみた課題	・　すべての子どもの学びを支援し、一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに充実させることが必要。 ・　子ども一人ひとりの状況を的確に捉え、自ら学び行動する力を育成するとともに、地域の教育コミュニティづくりを積極的に進めていくことが必要。
取り組みの方向性	子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、粘り強く果敢にチャレンジすること、自立して力強く生きること、自律して社会を支えることができるような人づくりを推進します。

第４章　基本方向に基づく重点的な取り組み

基本方向を実現するための取り組みとして、大阪府として計画期間である１０年間に中長期的かつ重点的に取り組んでいく項目について示します。

1.　基本方向1　若者が自立できる社会

重点的な取り組み１

若者が社会の中で自立することによって、自らの意思で多様に将来を選択できるよう支援します。

社会に出る前に、社会の一員としての役割を果たすことの大切さを若者が実感をもって学べる機会を提供するとともに、社会に出る頃には、若者一人ひとりの状況に寄り添った就職支援や自立支援を行うことによって、若者が自立するとともに、自らの意思で将来を選択できるよう支援します。

個別の取り組み1　キャリア教育の充実

現状から見た課題	
社会全体の産業構造や就業構造の変化、家庭や地域での教育力の低下により、これまでのように子どもたちが夢や希望を持ちにくくなっており、 ・　勤労観、職業観が未成熟な若年者が増えています。そのため、自分の将来の見通しをもつことを学生の段階から意識させる必要があります。 ・　若者層の新規学卒者には社会的基礎力や仕事・職種に対する理解が不足している人もいます。若者の社会的基礎力の育成のために、家庭だけではなく、企業や地域といった周辺からの支援を強化する必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１－（１） 学校教育におけるキャリア教育の推進	小学校・中学校・高等学校・支援学校における段階的なキャリア教育の推進に取り組みます。
１－（２） キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	大学と企業が連携し長期インターンシップや課題解決型授業（PBL）などを実践することで産業人材育成に取り組みます。

個別の取り組み2　若者の就職支援

現状から見た課題	
・　ニート、早期離職者、障がい者の雇用促進など、若者が円滑に就職し、定着できるように、その若者の個性や持つ力に応じた支援を行う必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
２－（１） 若者への就職支援の強化	企業ニーズに応じたスキルアップを行い、人材を育成します。 また、若者が自分に合った就職ができるように、キャリアカウンセリング、セミナー、マッチング、職場定着支援などの就職支援に取り組みます。
２－（２） 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや就労訓練・体験等を通じた就労支援を行います。
２－（３） 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。 支援学校等において、社会的自立や就労を促進するために、職場実習やビジネスマナーをはじめとした社会人として必要なスキルを習得する取り組みを進めます。

個別の取り組み3　子ども･若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進

現状から見た課題	
・　社会的自立に困難を有するひきこもり等の青少年に対して、市町村やNPO等と連携した地域支援ネットワークをつくり、地域における支援を強化することが求められています。 また、中退・不登校生徒に対する支援を強化する必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
３－（１） 困難を抱える青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築	予防としての不登校対応から、ひきこもりの発見、見守り・誘導、相談、社会参加、社会的自立にいたるまでの一貫した取り組みを、市町村や民間団体と連携しながら実施します。

個別の取り組み4　若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進

<table>
<tr><th colspan="2">現状から見た課題</th></tr>
<tr><td colspan="2">・　若者が自らの意思で将来を選択できるようになるために、将来を見据えた人生のライフプランをつくることが必要であり、妊娠・出産、子育て等に関する知識の習得が必要です
また、自ら子どもを生み育てるときには、結婚に備えた情報提供や支援が必要となってきています。</td></tr>
<tr><th colspan="2">取り組み項目とその方向性</th></tr>
<tr><td>４－（１）
若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進</td><td>若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取り組みを進めます。また、結婚に関する情報提供や新婚・子育て世帯向けの住宅の供給に取り組みます。</td></tr>
</table>

2.　基本方向2　子どもを生み育てることができる社会

重点的な取り組み２

安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。

子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる保健・医療環境をつくっていきます。

個別の取り組み5　安心して妊娠･出産できる仕組みの充実

現状から見た課題	
・　望まない妊娠（※）・出産、妊婦健康診査未受診、飛び込み出産など、ハイリスクな妊娠・出産を減らすために、早期の段階から支援できる体制を整備する必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
５－（１） 周産期医療体制の整備	安心して子どもを産むことができる医療体制の整備に取り組みます。
５－（２） すこやかな妊娠と出産の推進	様々なリスクを抱える妊婦を早期から支援できるような体制の整備や不妊治療に対する支援に取り組みます。

※　「望まない妊娠」とは、未婚、経済不安、住所不定や養育環境などの問題で、親が妊娠することそのものを望んでいない中で妊娠してしまったケースをさします。

重点的な取り組み３

家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。

地域が一体となって家庭を支援する仕組みを充実し、また、必要な子育て支援のサービスを提供するとともに、仕事と生活の調和を図るための企業等への啓発などを行うことにより、子育てしやすい環境をつくります。

個別の取り組み6　家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築

現状から見た課題	
・　地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められています。	
取り組み項目とその方向性	
６－（１） 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	すべての子育て家庭を対象として、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取り組みを進めるとともに、それらの取り組みが個々の家庭に確実に情報提供される仕組みづくりの推進や、多様な親学びの機会の提供等を通じ、子育て家庭を支援します。 また、子どもが食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践できるようになることは重要であることから、「第２次大阪府食育推進計画」において、子どもから若年期に重点をおいた取組みを推進し、子どもの育ちを支援していきます。
６－（２） 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを進めます。

個別の取り組み7 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進

現状から見た課題	
・　都市部において多くの保育所待機児童が発生しています。この待機児童の解消を図るとともに、子どもが病気になったときの保育など、多様なニーズに応えることができるように取り組む必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
７－（１） 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進	就学前の子どもの保育が必要なすべての家庭がいつでも保育を利用できるような保育体制の確保に取り組みます。 また、子どもが病気のとき、就労の関係で保育時間の延長が必要なとき、リフレッシュ目的の一時預かりなど、多様な保育ニーズに応えることができる体制を整備します。

個別の取り組み8 仕事と生活の調和の推進

現状から見た課題	
・　出産に伴う女性の離職が多く、３０代・４０代の男性を中心とする長時間労働などにより、子育ての負担が女性に偏っています。男性が子育てに参加できるよう、また女性が働きながら子育てができるように企業等に働きかける必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
８－（１） 仕事と生活の調和の推進	女性が能力を発揮しながら活躍できる職場づくりや、長時間労働の抑制など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備、再就職を希望する女性の積極的な採用促進に取り組みます。

個別の取り組み9　その他子育てを支援する取り組みの推進

<table>
<tr><th colspan="2">現状から見た課題</th></tr>
<tr><td colspan="2">・　厳しい経済雇用情勢のもと、子育てに対する経済的負担感が増えている家庭もあり、経済的に支援する必要性があります。
・　妊婦や子どもを連れての移動等がスムーズにできるように、公共施設等の整備を進める必要があります。</td></tr>
<tr><th colspan="2">取り組み項目とその方向性</th></tr>
<tr><td>９－（１）
その他子育てを支援する取り組みの推進</td><td>子育てを支援するため、児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育や医療の場面における経済的負担を軽減します。
また、子育てしやすい生活環境を提供するため、新婚・子育て世帯向けの住宅の供給や子育て支援のための授乳場所等の整備などに取り組みます。</td></tr>
</table>

重点的な取り組み４

さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。

ひとり親家庭、児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、障がいのある子どもなど、特に支援が必要な子どもや家庭に寄り添い、必要なときに必要なサービスを提供できる体制を整備します。

個別の取り組み10　ひとり親家庭等の自立促進

現状から見た課題	
・　多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就業支援や生活支援を強化していく必要があります。 ・　とりわけ、「子どもの貧困」については、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対する支援の強化が求められています。	
取り組み項目とその方向性	
１０－（１） ひとり親家庭等の自立促進	継続的な就業支援を行うともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。

個別の取り組み11　児童虐待の防止

現状から見た課題	
・　全国の児童虐待相談対応件数は増加し、大阪府での児童虐待相談対応件数は全国最多となっています。引き続き、子どもを虐待から守る府民意識を高めることや、特に支援を要する子どもや保護者に対し、早期に適切な支援を行うなど、より充実した児童虐待防止の取り組みが求められています。	
取り組み項目とその方向性	
１１－（１） 児童虐待の防止	児童虐待の防止のため、子育て支援策を充実することで発生予防に取り組みます。また、子ども家庭センター（※）や要保護児童対策地域協議会等において、引き続き早期発見・早期対応に努め、社会全体で子どもを守るための取り組みを進めます。

※　子ども家庭センターは、児童福祉法第 12 条に基づく児童相談所です。

※　要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第 25 条の２に基づき、特定妊婦、要支援児童、要保護児童等の適切な支援・保護を図るために必要な情報交換を行うとともに支援の内容に関する協議を行うネットワークです。

個別の取り組み12　社会的養護体制の整備

現状から見た課題	
・　大阪府は里親等委託率が全国平均と比べて低い状況です。子どもにとっては、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができることが望ましく、引き続き社会的養護体制の整備を進めていく必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１２－（１） 社会的養護体制の整備	家庭養護である里親等への委託を推進するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境となるよう、小規模グループケアやグループホームの設置を進めます。また、虐待を受けた経験等によって、心身に傷のある子どもへの専門的ケアの充実など、より充実した社会的養護体制を整備します。

個別の取り組み13　障がいのある子どもへの支援の充実

現状から見た課題	
・　発達に課題のある児童が、早期に地域で質の高い療育を受けることができるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育の充実を図るため、関係機関の連携や児童福祉法に基づくサービス基盤の充実が必要です。 ・　医療的ケアを必要とする重症心身障がい児が、安心して保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられるようにする必要があります。 ・　教育においては、児童生徒・保護者の教育的ニーズの多様性に対応できるよう、国の動きもふまえながら、児童生徒の可能性を伸ばすことができるように就学環境をさらに整備するとともに、本人や保護者の意向を尊重することを再確認し、障がいのある児童生徒に多様な進路選択を提供していくことが必要です。	
取り組み項目とその方向性	
１３－（１） 障がいのある子どもへの医療・福祉支援	障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がい児への支援を、地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。 特に、発達に課題のある子どもに対する支援として、健康診査の受診率向上や、健診後の支援の充実、早期発達支援の充実等を図ります。 また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の地域生活を支えるため、基盤整備の推進や地域ケアシステムの構築等、支援の充実を図ります。
１３－（２） 障がいのある子どもへの教育支援	「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備を進めます。 障がいのある子どもの指導・支援のため「個別の教育支援計画」等を作成・活用し、校種ごとの教育の充実、就労・自立に向けた教育の充実、府立支援学校のセンター的役割の発揮、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する支援学校の看護師の配置など、障がいのある子どもへの教育支援を充実します。

個別の取り組み14　その他支援が必要な人や子どもへの支援

現状から見た課題	
・　望まない妊娠や経済的な事情から飛び込み出産が増えており、できるだけ早期からの対応が必要です。 ・　配偶者等からの暴力によって子育てが脅かされることがないよう、早期の相談や保護の体制が確保されている必要があります。 ・　外国人の子どもやその保護者は、言葉や文化の違いにより地域から孤立しがちであり、学習活動や地域活動への参加に支障が生じることもあり、支援が必要です。	
取り組み項目とその方向性	
１４－（１） 望まない妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	望まない妊娠等に悩む人や飛び込み出産を防ぐため、できるだけ早い段階から相談や支援を受けられるような体制の充実を進めます。
１４－（２） 配偶者等からの暴力への対応	配偶者等からの暴力について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。 各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。
１４－（３） 在日外国人や帰国者の子ども等への支援	外国人の子どもやその保護者、支援を要する帰国者の子どもやその保護者が、地域社会の中で健全に成長していけるよう、親子それぞれへの支援を進めます。

3.　基本方向3　子どもが成長できる社会

重点的な取り組み５

すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。

子どもの置かれている環境にかかわらず、すべての子どもが、一人ひとりの個性に応じて必要な知識・能力を身につけ、夢や志をもってさまざまなことにチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう、社会が総がかりで支援します。

個別の取り組み15　就学前の子どもへの保育･教育内容の充実

現状から見た課題	
・　乳幼児期は生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身につける時期であり、また、学童期への準備段階であることから、この時期の保育・教育内容の充実が求められています。	
取り組み項目とその方向性	
１５－（１） 保育・教育内容の充実	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業など、どの施設・事業を利用したとしても、切れめのない保育・教育を受けることができるように推進するとともに、その保育・教育内容の充実を図ります。 また、公私を問わず、施設・事業間や小学校との連携を推進し、施設・事業における地域での子育て、家庭での教育を支援する機能の強化を図ります。
１５－（２） 保育・教育にかかる人材の確保及び資質の向上	教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できるように取り組み、また、事業者が質の高い教育・保育を提供できるように職員研修の充実を働きかけていきます。

個別の取り組み16　小学校・中学校・高校・支援学校の教育力の充実・向上

現状から見た課題	
・　全国学力・学習状況調査では、児童・生徒の学力や学習状況に改善が見られつつありますが、全科目で全国平均を下回っており、なお、一層の学力向上への取り組みが求められています。 ・　高校では、授業料の無償化などにより、近年、公私間で生徒の流動化がみられる中、これまで以上に公私が切磋琢磨しつつ、ともに力を合わせ、大阪の将来を担う人材を育てていくことが求められています。 ・　障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、支援学級・支援学校だけでなく、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等すべての学校での多様な学びの場を用意する必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１６－（１） 小学校・中学校の教育力の充実	市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、課題のある学校への重点的な支援を行い、学校力の向上を図ります。 また、教育内容の充実や授業改善などへの支援をすすめ、すべての子どもにこれからの社会で求められる確かな学力をはぐくみます。
１６－（２） 高校の教育力の向上	就学セーフティネットの観点から、意欲あるすべての子どもが高校教育を受けることができるよう、公私あわせて高校への就学機会を確保します。 また、グローバル社会で活躍できる人材や、厳しい雇用環境の中にあって社会で活躍できる人材を育成するため、公私が切磋琢磨しつつ共同で取り組みを進めます。
１６－（３） 支援学校の教育力の向上	障がいのある子ども一人ひとりの自立を見据え、教育の専門性の確保に努めるとともに、職業教育を含むキャリア教育の充実に取り組みます。
１６－（４） すべての学校における支援教育の専門性向上	公私立の学校において、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。また、府立支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮し、幼稚園・小学校・中学校・高校等からの要請に応じ適切な支援を行い、教員等の専門性の向上を図るとともに、府立高校において自立支援推進校等の成果を活用した取り組みを進めます。

個別の取り組み17　豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進

現状から見た課題	
・　全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」との質問に対し、「持っている」と答えた児童・生徒の割合は増加傾向にあるものの、中学生についてはその割合自体が低く、夢や志を持ってチャレンジする力を育成する必要があります。 ・　運動する子としない子の二極化が顕著となっており、児童・生徒がスポーツを好きになるような取り組みや体力向上の取り組みなど、運動する機会を増やすよう継続的に推進していく必要があります。 ・　全国学力・学習状況調査において、「７時より前に起床していますか」「朝食を毎日食べていますか」の質問に対して、「している」と答えた割合は、依然として全国平均より低い状況にあることから、基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１７－（１） 豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進	社会のルールを守り、違いを認め合い人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ人権教育・道徳教育を推進します。
１７－（２） 健やかな体をはぐくむ取り組みの推進	ＰＤＣＡサイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。 また、学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通した健康づくりをすすめます。

個別の取り組み18　地域の教育コミュニティづくりの支援

現状から見た課題	
・　これまで増加してきた学校支援ボランティアの人数が横ばいとなった中で、「すこやかネット」（※）を基盤とした学校支援地域本部や小・中学校における活動拠点などのさらなる活性化を図るためには、活動に参画する地域人材の育成・定着に取り組む必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１８－（１） 地域の教育コミュニティづくりの支援	学校の教育活動を支える取り組みへの地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりを進めます。

※　「すこやかネット」とは、「教育コミュニティ」づくりの推進組織で、平成 12 年から 14 年度までの３年間で全中学校区に設置しました。地域社会が一体となって、０歳から 15 歳の子どもの連続した成長を見据えた取組みを進めています。

個別の取り組み19　子どもの居場所づくり

現状から見た課題	
・　子どもの安全確保の必要性が高まる一方、安全な遊び場が少ない状況です。 ・　共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化などから、子どもを放課後に預かるニーズが高まっており、放課後における健全育成とあわせて、拡充していく必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
１９－（１） 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	子どもが健やかに過ごせる居場所や遊び場の確保を進めていきます。
１９－（２） 放課後等の子どもの居場所づくり	就学前に保育が必要であった子どもが、就学後も切れめなく子どもを預けることができるようにすると同時に、放課後や週末等の安全・安心な居場所を確保し、障がい等により支援が必要な子どもなどすべての子どもが健やかに育まれる取り組みを進めます。

重点的な取り組み６

子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

子どもの人権や健全な育成環境を守る観点から、いじめを防止するとともに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

個別の取り組み20　子どもの人権を守る取り組みの推進

現状から見た課題	
・　いじめは重大な人権侵害であり、犯罪や命にかかわる重篤な事態を生じる恐れがあることから、未然防止の取り組みや早期発見と早期解決に向けた取り組みをさらに進める必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
２０－（１） すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進	違いを認め合い、人を思いやる豊かな人間性をはぐくむ人権教育を推進します。
２０－（２） ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ	生命を尊重する心や規範意識等の育成、自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成に取り組みます。
２０－（３） いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化	「いじめ防止対策推進法」に基づく、府、市町村、学校、関係機関等が連携した、いじめ防止の取り組みを進めます。 また、子ども自身の問題解決能力をはぐくむとともに、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、教育相談体制の充実や福祉機関等との連携の強化に取り組みます。
２０－（４） 体罰等の防止	教員研修の実施など校内の指導体制を強化し、体罰等の防止に取り組みます。

個別の取り組み21　子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止

現状から見た課題	
・　府内の刑法犯全体の認知件数が減少傾向にある中、子どもが被害者となる犯罪やその前兆となる声かけ等事案は増加傾向にあり、警察による取り締まりの強化に加え、地域の見守り力を高めるなど社会全体で子どもを犯罪から守るための取り組みの強化が必要です。 ・　大阪府の刑法犯少年の検挙・補導人員は全国第２位であり、とりわけ、刑法犯少年の検挙・補導人員の２人に１人が中学生であり、大阪の少年非行の特徴となっている中、　非行など問題行動を防ぐ取り組みを強化する必要があります。	
取り組み項目とその方向性	
２１－（１） 子どもの安全確保の推進	地域安全センターの設置促進や青色防犯パトロール、防犯カメラの普及促進等により、地域で子どもの安全を守る取り組みを強化するとともに、子どもを性犯罪から守る条例に基づく取り組みを着実に進めます。 また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で守る」ことの大切さを学ぶことができるように、行政、教育機関、企業（団体）、警察が連携して取り組みを進めます。
２１－（２） 非行など問題行動を防ぐ施策の推進	少年サポートセンターを設置、運営するとともに、各市区町村にボランティア、教員、ＰＴＡ等による少年非行防止活動ネットワークの構築促進に取り組みます。

個別の取り組み22　青少年の健全育成の推進

現状から見た課題	
・　青少年を取り巻く社会環境の変化に応じて有害環境を浄化するため、青少年健全育成条例を改正、運用して青少年の健全育成を推進していますが、近年はスマートフォンが急速に普及し、インターネットを介して青少年が犯罪被害やトラブルに巻き込まれることが後を絶ちません。この対策としては有害情報を遮断するフィルタリングサービスの利用と併せて青少年自身のネットリテラシー（インターネットを活用する力）の向上が効果的ですが、近年フィルタリング利用率が伸び悩んでいることが課題です。 ・　青少年を取り巻く環境が厳しさを増す中、広い視野と見識を持ち、社会の一員としてたくましく成長するための健全育成に向けた取り組みが求められています。	
取り組み項目とその方向性	
２２－（１） 青少年を取り巻く社会環境の整備	青少年が有害情報にふれることがないようにフィルタリング手続きの厳格化に取り組むこととあわせて、警察や教育委員会等の関係機関と連携して保護者や青少年に対してフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット・リテラシー（インターネットを活用する力）の向上に取り組みます。
２２－（２） 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	青少年の健全な成長を阻害するわいせつ行為等から青少年を保護する取り組みを進めます。
２２－（３） 青少年の健やかな成長を促進	２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、グローバルな視点で考え、行動できる青少年の育成を図るための新たなモデル的な取り組みを青少年団体と協働して継続的に展開します。

第5章　計画の推進にあたって

1. 子ども･子育て支援法に基づく都道府県計画として

本計画は、子ども・子育て支援法第６２条第１項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下、「都道府県計画」という。）に位置づけています。子ども・子育て支援法第６０条第１項に基づく内閣総理大臣が定める基本指針では、都道府県計画で記載すべき事項が示されています。基本指針の記載事項と本計画に記載する内容については、次のとおり対応します。

基本指針の記載事項		本計画での対応箇所
必須	都道府県設定区域の設定	事業計画
必須	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	事業計画
必須	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	事業計画
必須	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	事業計画
必須	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項	本体計画（第３章・第４章） 事業計画
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等	本体計画（第３章）
任意	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	事業計画
任意	教育・保育情報の公表に関する事項	事業計画
任意	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	本体計画（第３章・第４章） 事業計画
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期	本体計画（第１章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間	本体計画（第１章）
任意	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価	本体計画（第５章）

2. 目標数値の設定

計画最終年度における大阪府の子どもの成長・自立、子育て支援の状況がどのようになるのかについて、事業計画において、各事業の事業量を個別指標として設定します。

3. 計画の進行管理及び検証・改善

毎年度、事業計画で掲げた目標数値に対する達成度を把握し、その内容を府民のみなさんにわかりやすく示します。また、「大阪府子ども施策審議会」及び「大阪府青少年健全育成審議会」に、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、関係審議会とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。さらに、急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、計画の進行管理を踏まえながら、必要に応じて、適宜、取り組みの見直しを行っていきます。

4. 市町村との連携・協力

大阪府は、広域自治体として、市町村が地域の実情に応じて実施する様々な子育て支援その他の府民サービスの実施や拡充等の取り組みについて、しっかりとバックアップしていくことが重要です。そのため、市町村への必要な情報の提供や市町村におけるニーズの把握に努めます。また、交付金等を通じた財政的支援など、様々な支援を活用した市町村支援や、各取組みの実施に際した連携・協力を推進し、府域全体の子どもに関する取り組みやサービスの向上をめざします。

大阪府
福祉部子ども室子育て支援課
〒540－8570　大阪市中央区大手前２丁目
TEL 06(6944)7108／ファックス 06(6944)3052

平成27年3月発行